

薩摩川内市ＳＤＧｓイノベーショントライアルサポート事業 募集要領

1 事業の目的

本事業は、AIやIOTなどの先端的なデジタル技術等を活用し、SDGsに掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現や、カーボンニュートラルの達成に繋がる、本市全域をフィールドとした実証実験を公募し、当該実証実験の実施を支援することで、地域課題の解決及び豊かな市民生活の実現を図るとともに当該実証実験の先端的な技術の実用化を推進することにより、地域における新規産業の創出や産業の集積、本市のブランド力向上を目的とします。

2 事業の概要

本市全域をフィールド対象として、AIやIOTなどの先端的なデジタル技術等を活用した、各種実証実験プロジェクトを、全国から公募します。本事業に採択されたプロジェクトは、本市での各種実証実験の実施について、実証フィールドの提供、実証実験の広報等PR支援など、全面的にサポートします。

3 提案の公募内容

(1) 募集対象

AIやIOTなどの先端的なデジタル技術等を活用することで、SDGsに掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現や、カーボンニュートラルの達成に繋がる実証実験プロジェクトであること。

(2) 応募資格

本事業に応募できる者は、本市で行う実証実験の対象となるサービスや製品等を、地域課題の解決、豊かな市民生活の実現、地域における新規産業の創出や産業の集積、本市のブランド力向上に繋がる事業に発展させることを希望する者とし、次の全ての要件を満たす者とする。

ア 実証実験を自ら実施できる企業、研究機関、団体（コンソーシアムを含む。）等（以下「企業等」という。）であること。

イ 法人格を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 企業等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をい

- う。以下同じ。)であると認められる者でないこと。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が企業等の経営に実質的に関与していないこと。
- ク 企業等の役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- ケ 企業等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していないこと。
- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けたことのある団体又は現に受けている団体でないこと。
- サ 企業等の役員等が前号に規定する団体の代表者、主催者、その他の構成員でないこと。
- シ 本市が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて本人確認を行った場合に、当該本人確認に応じができる者であること。
- ス 市税（本店が所在する市区町村における税）に滞納がない者であること。

4 実証実験の応募期間と支援期間

- (1) 応募期間：年間を通じて、隨時募集を行います。
- (2) 支援期間：提案された実証実験の内容に応じて対応します。

5 支援内容

採択した各種実証実験プロジェクトについて、次の支援が可能です。

- (1) 実証実験フィールドの提供（本市全域を丸ごと大きなラボ（実験場）と捉える。）
- (2) 実証実験モニター等の募集支援
- (3) 実証実験に係る地域や関係団体等との調整
- (4) 法制度に関するアドバイス
- (5) 行政データの提供
- (6) 実証実験の広報等PR支援
- (7) その他、実証実験の内容に応じた各種支援

6 応募から審査までの流れ

- (1) 応募

市ホームページに掲載している様式にて、応募書類を作成の上、提出先へ

メールにて提出してください。

ア 市ホームページ

https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1008/4/2/1/houkatsu_innovation/2504.html

イ 応募書類は、日本語のみ受け付けます。

ウ 提出していただいた応募書類は、返却いたしません。

エ 採択されたプロジェクトの情報や実証実験時の写真・動画等について、本市が広報活動に利用させていただく場合があります。ご承諾いただけの方のみ、ご応募をお願いします。

オ メールの受信容量の関係上、10メガバイトを超える場合は、データを分割して送信してください。難しい場合は、お問合せ窓口へご連絡ください。

(2) 審査

提出していただいた応募書類を基に、「書類審査」及び「プレゼンテーション審査」を行います。プレゼンテーションの実施に当たっては、オンラインを活用する場合もありますので、ご留意ください。

なお、審査基準は、次のとおりです。

ア 地域課題・ニーズへの合致度（地域課題の解決・豊かな市民生活の実現）

イ 先進性（先端的な技術又はアイデア・新規性・社会的インパクト）

ウ 事業化可能性（目的と効果、事業化イメージや事業化の課題）

エ 将来性・競争力（ビジネスとしての成長性）

オ 事業化に対する情熱・熱意（地域課題解決への意欲）

カ 本市で実証実験する意義・効果（支援により効果が上がるか）

※ 自社の技術又はアイデアを事業化する上で、本市において実証実験を行うことの意義や本市等から各種支援を受けることによる事業化への影響等を評価します。また、実証実験の実現可能性に関しても、併せて評価しますが、本市等からの支援により実施可能性が高まる場合、そのことも考慮して審査を行います。

キ その他（提案企業等が市内事業者であるか、市外事業者であれば市内事業者との連携があるか、その他魅力的なポイント等）

7 審査結果の通知

- (1) 支援の決定は、応募内容や実証実験の方法等を総合的に審査し、「薩摩川内市SDGsイノベーショントライアルサポート事業支援決定通知書（様式第1号）」又は「薩摩川内市SDGsイノベーショントライアルサポート事業支援不決定通知書（様式第2号）」により通知します。
- (2) 薩摩川内市SDGsイノベーショントライアルサポート事業支援決定通知書（様式第1号）を受けた企業等は、その後、採択された実証実験プロジェクトの実施に係る協定書を市と締結の上、実証実験を開始することとなります。

す。

8 支援の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、実証実験の支援の中止を、「薩摩川内市 S D G s イノベーショントライアルサポート事業支援中止通知書（様式第3号）」により通知します。

- (1) 市の指示及び指導に従わないとき。
- (2) 事故等により、実証実験が実施又は継続できなくなったとき。
- (3) 応募資格を満たさないこと又は虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (4) その他、市長が中止する必要があると判断したとき。

9 採択後の取扱い

採択された実証実験プロジェクトについて、情報発信を行う場合やメディアから取材を受けた場合等については、必ず「薩摩川内市 S D G s イノベーショントライアルサポート事業の支援を受け実施している」旨を説明してください。

プロジェクト終了後は、当該実証実験に係る成果発表会を予定しています。また、発表会後には、実証実験の内容、実施状況、検証結果等を取りまとめた事業報告書の提出をお願いします。（事業報告書には、実証実験に関する記録等の資料（チラシ、写真等）も添付してください。）

なお、対面による成果発表会の開催が困難な場合には、双方で協議を行い、オンラインによる開催や中止する場合もありますので、ご了承ください。

また、実証実験に関する成果発表会での発表やホームページ等での公開など、本市の広報活動にもご協力ください。

10 お問合せ窓口、提出先

薩摩川内市 未来政策部 企画政策課 S D G s ・開発グループ

電話：0996-23-5111

メール：sdgs@city.satsumasendai.lg.jp